

議員提出第3号議案

品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条および品川区議会会議規則第14条第1
項の規定により提出する。

令和7年3月26日

提出者

まつざわ 和昌	若 林 ひろき
大倉 たかひろ	こしば 新
せ お 麻 里	西 村 直 子
こんの 孝 子	塚本 よしひろ
松永 よしひろ	山本 やすゆき
安 藤 たい作	石 田 ちひろ
須 貝 行 宏	

品川区議会議長

渡 辺 ゆういち 様

品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和27

年品川区条例第10号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「の費用弁償の種類及び額は、別表のとおりとする」を「は、費用弁償を支給する」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「国外に出張したとき」を「前項」に、「及び額については品川区長の旅費の例による」を「は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当および渡航雑費とし、その額は区長相当額とする」に改める。

別表を削る。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条第1項および第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する出張から適用し、同日前に出発した出張については、なお従前の例による。

(説明) 国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたこと等を踏まえ、議員の旅費の種類等を改める必要がある。